

# 高知県行政改革フォローアップ委員会

～ 再任用制度と高知県行政改革プラン ～

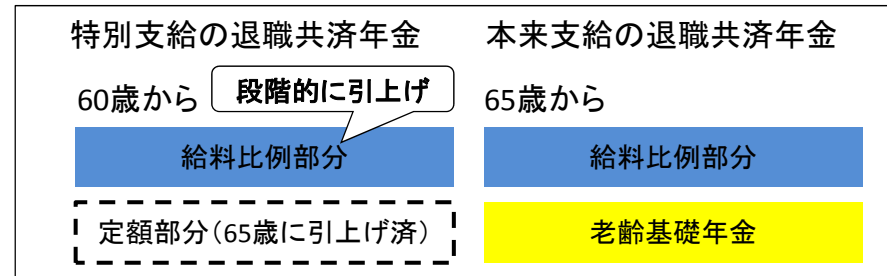
平成25年9月  
高知県行政管理課

A decorative graphic consisting of a grid of squares in blue and yellow, arranged in a stepped pattern that increases from left to right and bottom to top. The text is overlaid on the bottom-left portion of this graphic.

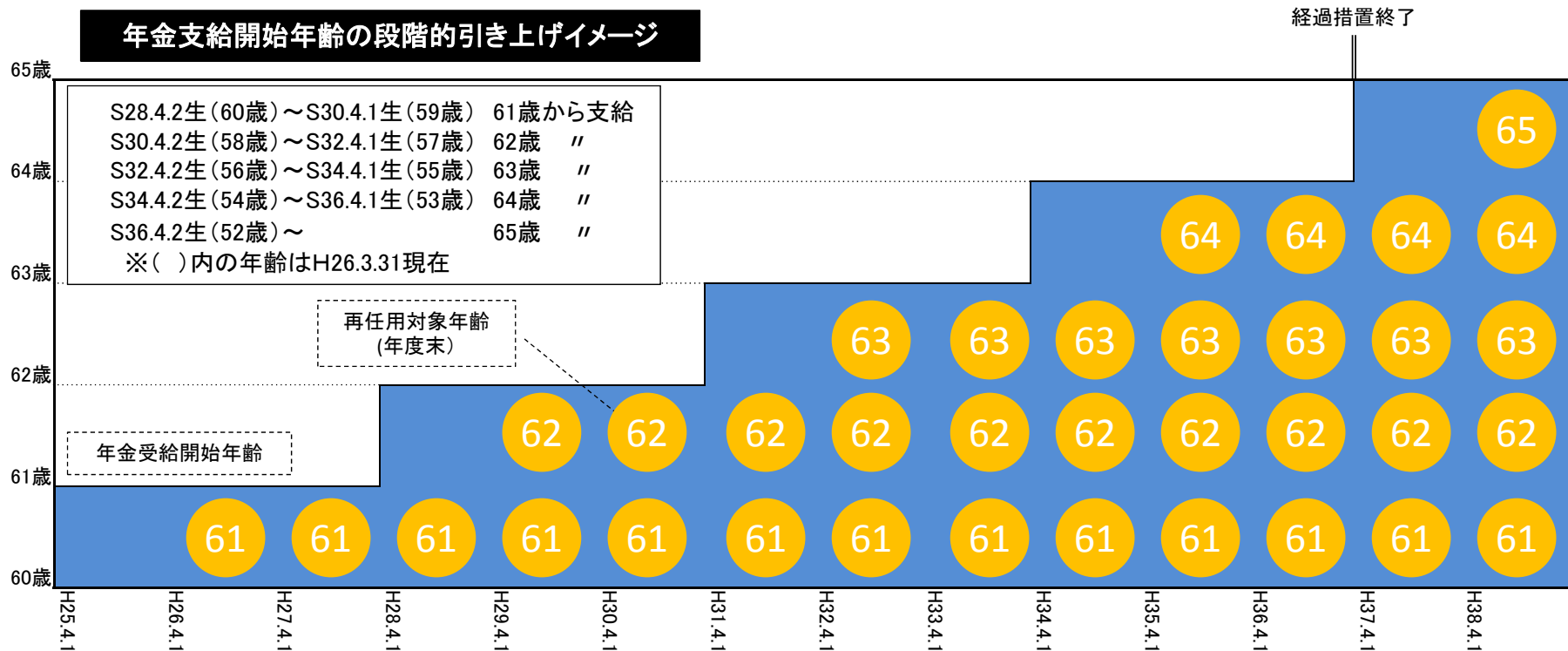
# 雇用と年金の接続について(再任用制度)

## ▶ 年金の支給開始年齢の引き上げ

昭和28年4月2日生まれ以後(H25年度末定年退職者以後)の者から、「特例による退職共済年金」の給料比例部分(退職共済年金相当部分)の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、定年退職後に無年金期間が生じることになる。



## 年金支給開始年齢の段階的引き上げイメージ



# 現行の再任用制度

高齢者の知識・経験を社会において活用していくとともに、定額部分の支給開始年齢の段階的な引き上げに合わせ、60歳台前半の生活を雇用と年金の連携により支えることを目的として、退職した職員を再び採用する「再任用制度」が制度化。(平成13年4月1日から施行)

## 対象者

- (1) 定年退職者及び勤務延長後に退職した者
- (2) 25年以上勤続して退職された者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (3) 上記に該当し、再任用をされたことがある者

## 任用・任期

- 任用の方法  
再任用を希望する者の中から、従前の勤務実績等に基づく選考採用
- 任期  
1年以内

## 勤務時間

- 勤務時間
  - ・常時勤務(週38時間45分)
  - ・短時間勤務 週15時間30分から31時間までの範囲内の時間  
現行は ①週31時間(7時間45分×4日)  
②週30時間(6時間×5日)

## 給与

- 給料  
年額約365万円…給料月額258,700円(行政職3級の場合)  
期末勤勉手当2.025月  
※短時間勤務職員の給料月額については、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額
- 昇給  
なし

※平成25年度に、高知県では、はじめて短時間勤務を4人採用

## 職務内容と職、主な配置先

- 一般の職員と同じ本格的な業務に従事
- スタッフ職を基本
- 主な配置先
  - ・県税事務所の賦課徴収業務
  - ・土木事務所の用地業務
  - ・総務事務等

## 再任用職員の推移(知事部局)

	(年度、人)												
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
行政職	4	3	2	1		1	1	1	6	5	17	17	30
技能職			6	12	16	2		1	3	6	9	9	4
計	4	3	8	13	16	3	1	2	9	11	26	26	34

備考) H25は、短時間勤務の4人を含む。

# 再任用職員の配置先について (平成25年4月1日現在)

	配置先	人	主な業務		配置先	人	主な業務
常時勤務	消防政策課	1	火薬類取締法等の指導取締	常時勤務	林業事務所	1	治山・林道事業の測量設計・指導監査
	福祉指導課	1	児童福祉施設等の指導監査		環境研究センター	1	総務事務
	鳥獣対策課	1	狩猟免許、狩猟者登録		産業振興センター	1	特許流通促進
	県税事務所	5	納税事務(2)、課税事務 滞納整理事務、家屋評価事務		土木事務所	11	総務事務(3) 用地買収・補償(5) 道路管理業務 道路パトロール(2)
	食肉衛生検査所	1	所長		短時間勤務	人権課	1
	療育福祉センター	3	総務事務 保護者に対する相談指導(2)	高等技術学校		1	職業訓練指導
	農業技術センター	1	茶の栽培方法・加工技術研究	農業大学校		1	畜産教育
	畜産試験場	2	動物飼養管理	家畜保健衛生所		1	家畜防疫、病性鑑定・検査
	家畜保健衛生所	1	家畜防疫、診療・繁殖促進	20所属34名(うち、常時30名、短時間4名)			

# 民間、国及び地方公共団体の状況について

▶ 年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳以後の雇用と年金の接続を図ることは官民共通の課題

## 民間の労働法制(高年齢者雇用安定法)

### <改正前>

事業者に選択的な雇用確保措置を義務付け(H16)

- ①定年の引き上げ
- ②継続雇用制度の導入(労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)
- ③定年の定め廃止  
※実施済企業のうち、②継続雇用制度で対応している企業が82.5%

### <法の改正> H24.8.29成立 H25.4.1施行

- 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(上記②の下線部分の廃止)
- ※①～③のいずれかの措置を会社の制度として導入する義務であり、個々の労働者の雇用義務ではない。

## 国家公務員法制

### <現行の再任用制度>

- 国家公務員法の規定に基づき、任命権者は、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職者等をフルタイム又は短時間勤務の再任用職員として採用することができる。

### <閣議決定> H25.3.26 ※当面、法改正予定なし

- (現行制度により)当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする。

## 地方公務員法制

### <現行の再任用制度>

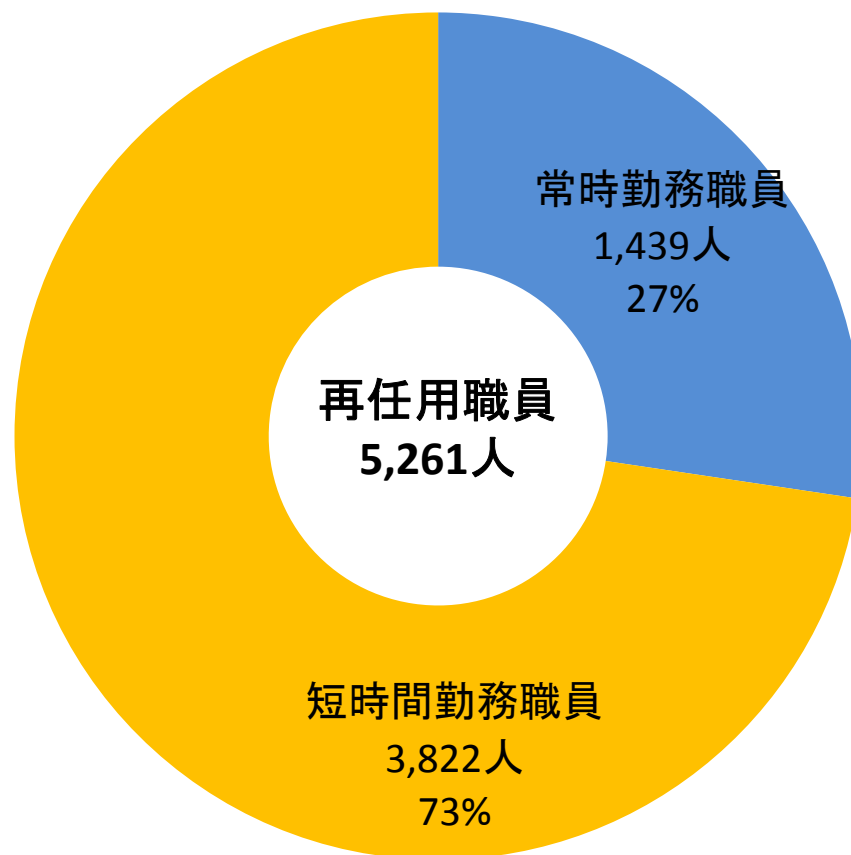
- 地方公務員法の規定に基づき、任命権者は、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職者等をフルタイム又は短時間勤務の再任用職員として採用することができる。

### <総務副大臣通知による要請> H25.3.29 ※当面、法改正予定なし → 現行制度により対応

- 定年退職する職員が再任用を希望する場合は、年金支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム又は短時間で再任用するものとする。
- 地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、閣議決定の趣旨を踏まえ、能力と実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請する。

# 国家公務員の再任用職員数（勤務形態別）

（平成25年1月1日実績）



一般職国家公務員在職状況統計表（平成25年1月1日現在）の数値をグラフ化

# 国家公務員の再任用職員数（勤務形態別）

（平成25年1月1日実績）

第7表 省庁別、俸給表別再任用職員数

（人）

省庁名	常時勤務を要する職員													短時間勤務の職員						再任用職員（合計）																					
	行政職（一）	行政職（二）	専門行政職	税務職	公安職（一）	公安職（二）	海事職（一）	海事職（二）	教育職（一）	福祉職	研究職	医療職（一）	医療職（二）	専門スタッフ職	小計（A）	行政職（一）	行政職（二）	専門行政職	税務職	公安職（一）	公安職（二）	研究職	医療職（一）	医療職（二）	小計（B）	行政職（一）	行政職（二）	専門行政職	税務職	公安職（一）	公安職（二）	海事職（一）	海事職（二）	教育職（一）	福祉職	研究職	医療職（一）	医療職（二）	専門スタッフ職	合計（A+B）	
会計検査院	10	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	43	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	47
人事院	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	
内閣官房	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13		
内閣府	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41		
宮内庁	2	8	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	11	26	11	-	-	-	-	-	-	-	-	37	28	19	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	48		
公正取引委員会	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9		
警察庁	45	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	52	39	2	-	-	5	-	-	-	-	-	46	84	3	-	-	10	-	-	-	-	-	1	-	98			
金融庁	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3			
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
総務省	25	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	27	133	6	-	-	-	-	-	-	-	-	139	158	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	166			
法務省	52	9	-	383	02	-	-	-	-	-	4	-	-	550	125	-	-	-	1	30	-	-	-	-	156	177	9	-	-	384	132	-	-	-	-	4	-	706			
公安調査庁	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8			
外務省	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2			
財務省	71	5	-	-	-	3	8	-	-	-	-	1	-	88	300	-	-	-	-	-	-	-	1	301	371	5	-	-	-	3	8	-	-	-	1	1	-	389			
国税庁	-	24	-	30	-	-	-	-	-	-	-	1	-	55	-	94	-	-	1,028	-	-	-	2	-	1,124	-	118	-	1,058	-	-	-	-	-	2	1	-	1,179			
文部科学省	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7			
厚生労働省	58	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	12	-	72	730	2	6	-	-	-	22	1	-	761	788	3	6	-	-	-	-	-	1	22	-	13	-	833			
中央労働委員会	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2			
農林水産省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	44	-	-	-	-	-	-	-	-	110	66	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110			
林野庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3			
水産庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5			
経済産業省	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	4	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	57	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	59			
資源エネルギー庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4			
特許庁	10	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	46	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57			
中小企業庁	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7			
国土交通省	28	26	147	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	205	551	29	2	-	-	-	-	-	-	-	582	579	55	149	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	787		
気象庁	55	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	56	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	67	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	68			
運輸安全委員会	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8			
海上保安庁	14	4	-	-	177	-	-	4	-	-	-	-	-	199	41	-	-	-	-	282	-	-	-	323	55	4	-	-	459	-	4	-	-	-	-	-	522				
環境省	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	43	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	10	50	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	53			
原子力規制委員会	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8			
計	447	83	15	30	388	287	3	8	5	1	4	6	17	2	1,439	2,252	146	5	1,028	6	312	22	3	1	3,822	2,699	229	210	1,058	394	599	3	8	5	1	26	9	18	2	5,261	

常時勤務  
17%

常時勤務  
27%

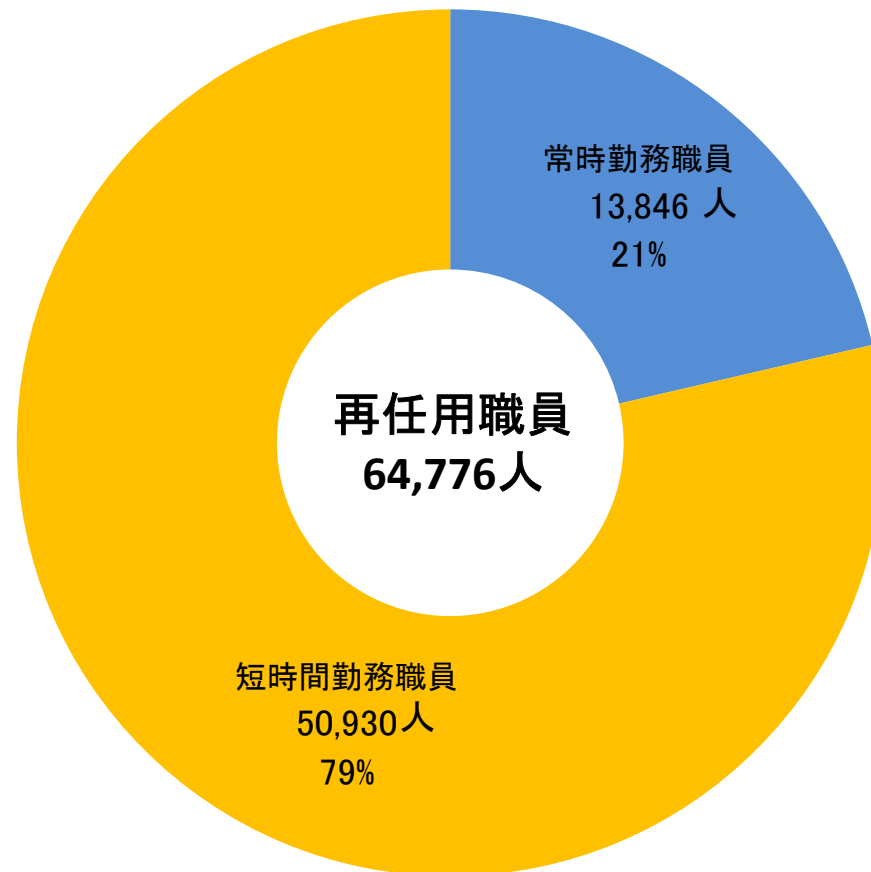
短時間勤務  
83%

短時間勤務  
73%

資料出所：一般職国家公務員在職状況統計表

# 地方公務員の再任用職員数（勤務形態別）

（平成23年度実績）





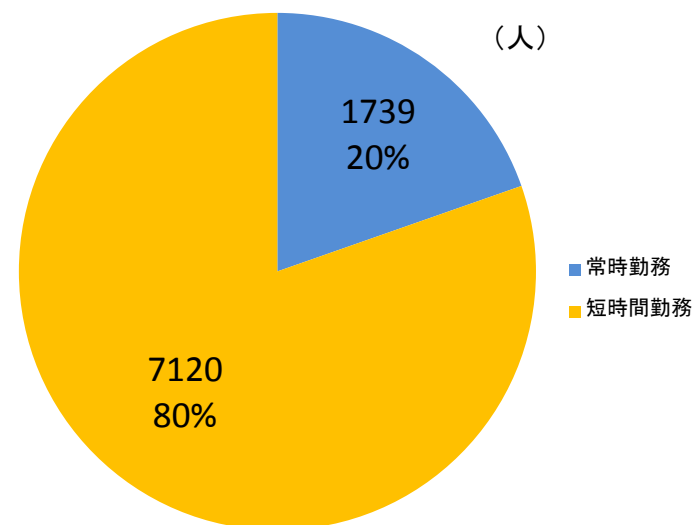
# 地方公務員の再任用職員数（勤務形態別） （平成23年度実績）

（人）

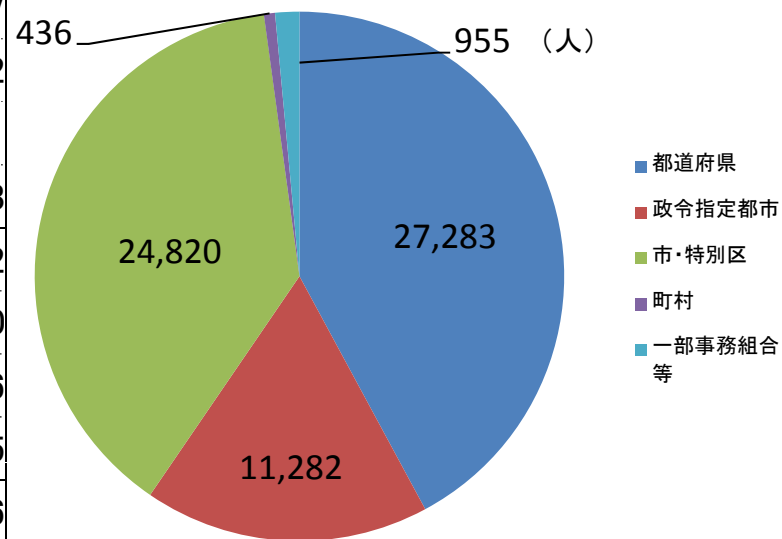
		常時勤務	短時間勤務	合計
都道府県	一般行政職	1,739	7,120	8,859
	税務職	132	1,146	1,278
	海事職	24	5	29
	研究職	95	309	404
	医療職	256	605	861
	福祉職	67	308	375
	消防職	1	39	40
	企業職	135	1,712	1,847
	技能労務職	615	1,422	2,037
	教育職	4,335	6,107	10,442
	警察職	851	260	1,111
	計	8,250	19,033	27,283
政令指定都市		3,124	8,158	11,282
市・特別区		2,139	22,681	24,820
町村		152	284	436
一部事務組合等		181	774	955
合計		13,846	50,930	64,776

常時勤務  
21%

短時間勤務  
79%



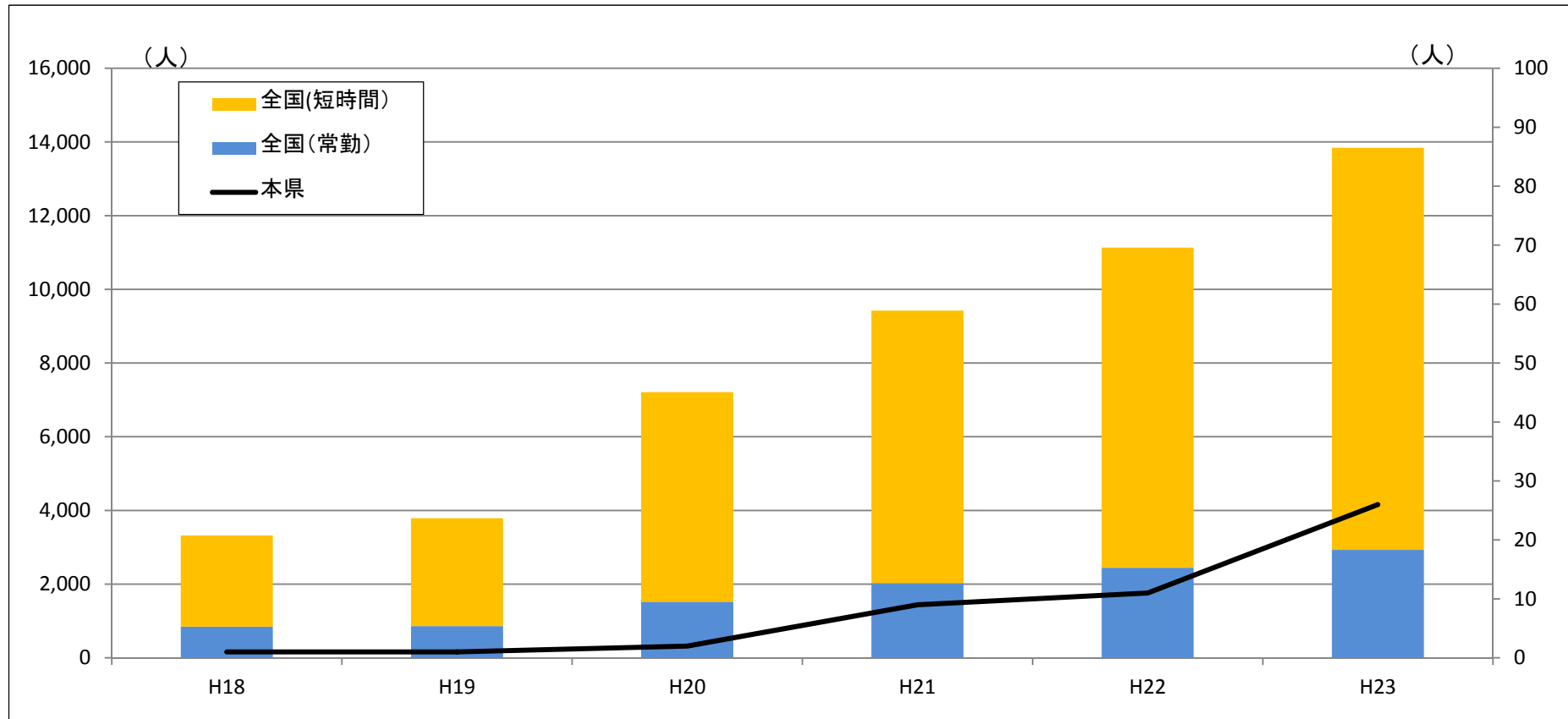
■ 都道府県の一般行政職の再任用職員数（勤務形態別）



■ 地方公共団体の再任用職員数（団体別）

資料出所：総務省「平成23年度 地方公務員の再任用実施状況等調査」

# 都道府県の再任用職員数の推移

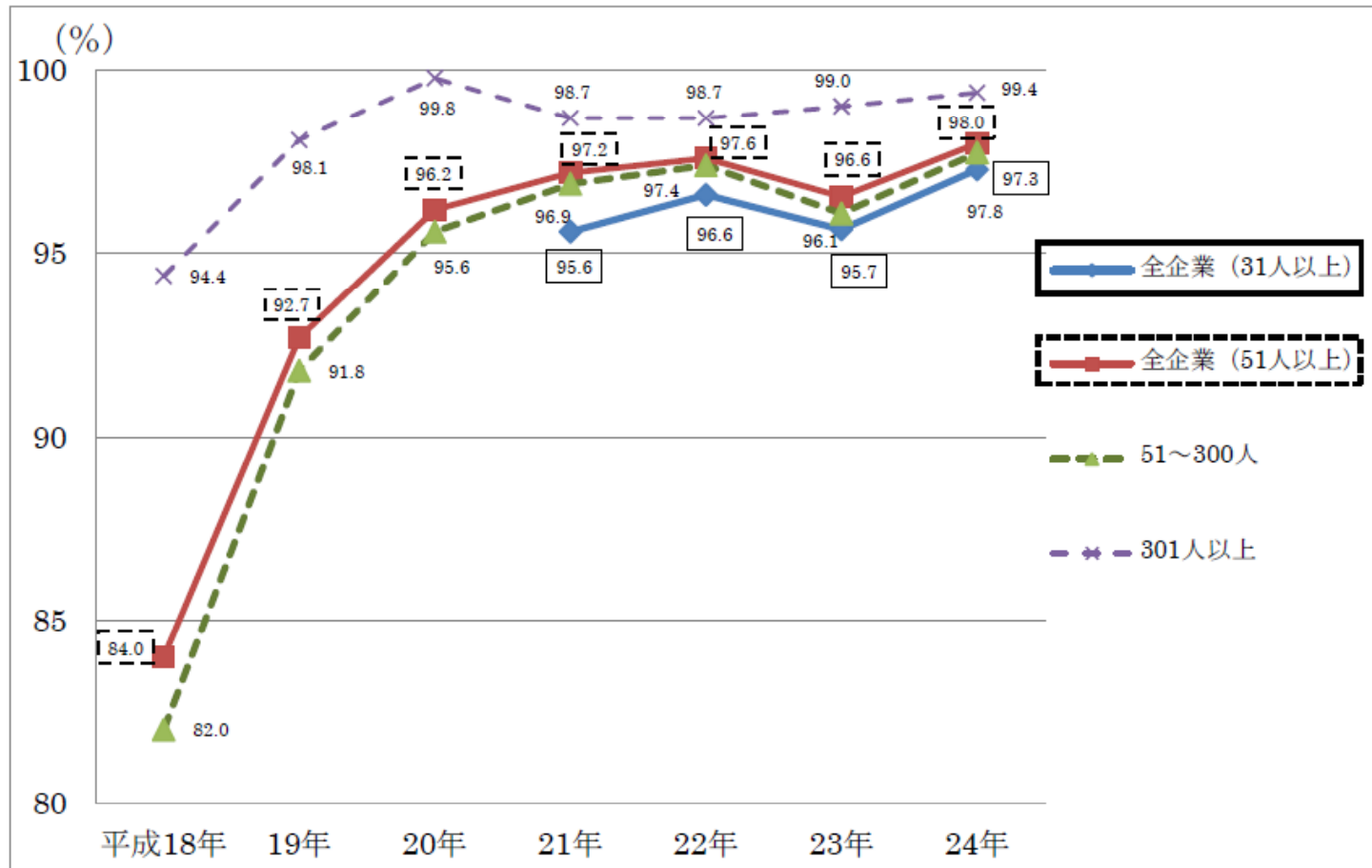


		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全国	常時勤務	847	859	1,521	2,029	2,444	2,928
	短時間勤務	2,473	2,931	5,689	7,394	8,689	10,915
	合計	3,320	3,790	7,210	9,423	11,133	13,843
本県	常時勤務	1	1	2	9	11	26

H25に初めて短時間を採用(4人)

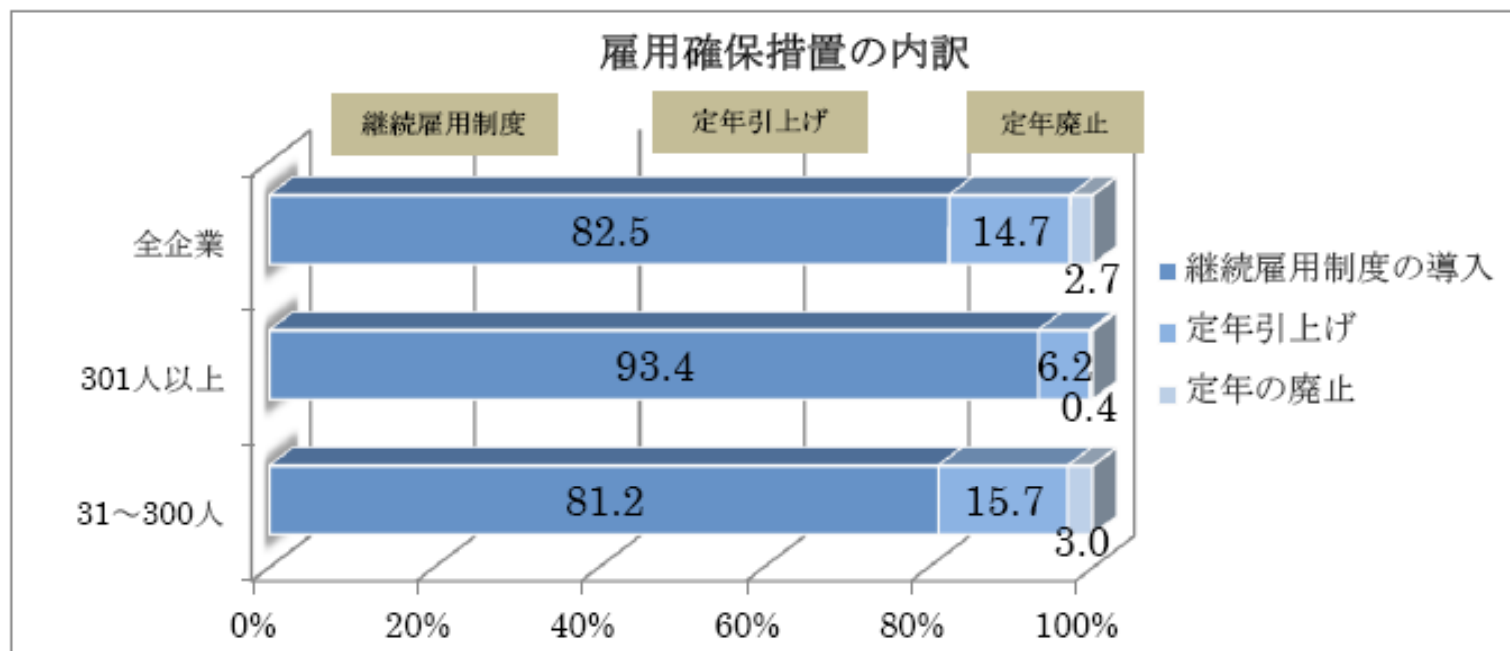
注) ・総務省地方公務員の再任用実施状況等調査による。  
 ・地方公共団体のうち都道府県の人数を抜粋(教育職、警察職、企業職及び消防職を除く)。

# 企業規模別 高年齢者雇用確保措置の実施状況 (平成24年6月1日)



▼ 高年齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は、97.3% (136,561社・前年比1.6%上昇)、51人以上規模の企業で98.0% (92,086社・前年比1.4%上昇)となっている。

# 雇用確保措置の内訳（雇用確保措置の実施済企業） （平成24年6月1日）



- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は、2.7%（3,741社）（前年比0.1%減少）
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は、14.7%（20,107社）（前年比0.1%上昇）
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は、82.5%（112,713社）（前年比0.1%の減少）

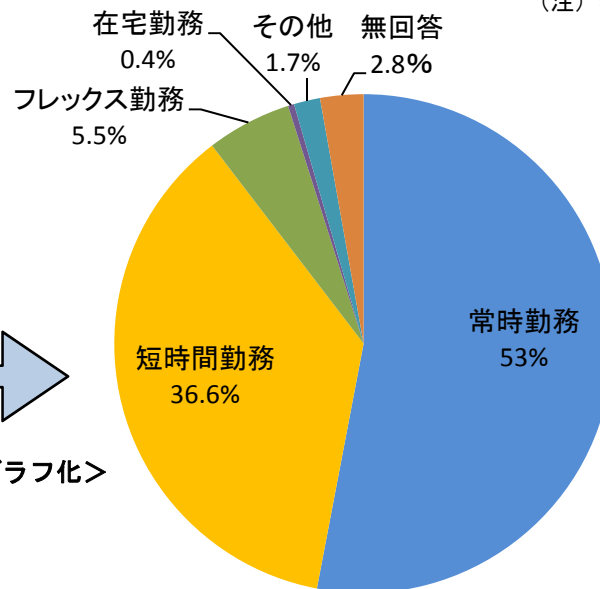
定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる比率が高い

# 雇用者の勤務形態

区 分	雇用者計	勤務形態						在宅勤務	その他
		普通勤務 (フルタイム勤務)	普通勤務より1日当たりの労働時間が短い	普通勤務より1週間当たりの勤務日数が少ない	普通勤務より1日当たりの労働時間が短く、1週間当たりの勤務日数も少ない	勤務日と時間帯を弾力的に設定できるフレックス勤務	短時間勤務		
総数	100.0	56.5	13.5	8.3	11.9	3.8	0.4	2.1	
〔年代別3区分〕									
55～59歳	100.0	69.0	11.1	4.1	7.8	2.4	0.1	1.6	
60～64歳	100.0	53.0	14.7	10.9	11.0	5.5	0.4	1.7	
65～69歳	100.0	28.2	17.9	14.7	25.2	4.1	0.8	4.2	

短時間勤務  
36.6

(注) 無回答：略。総数について無回答率は3.7%

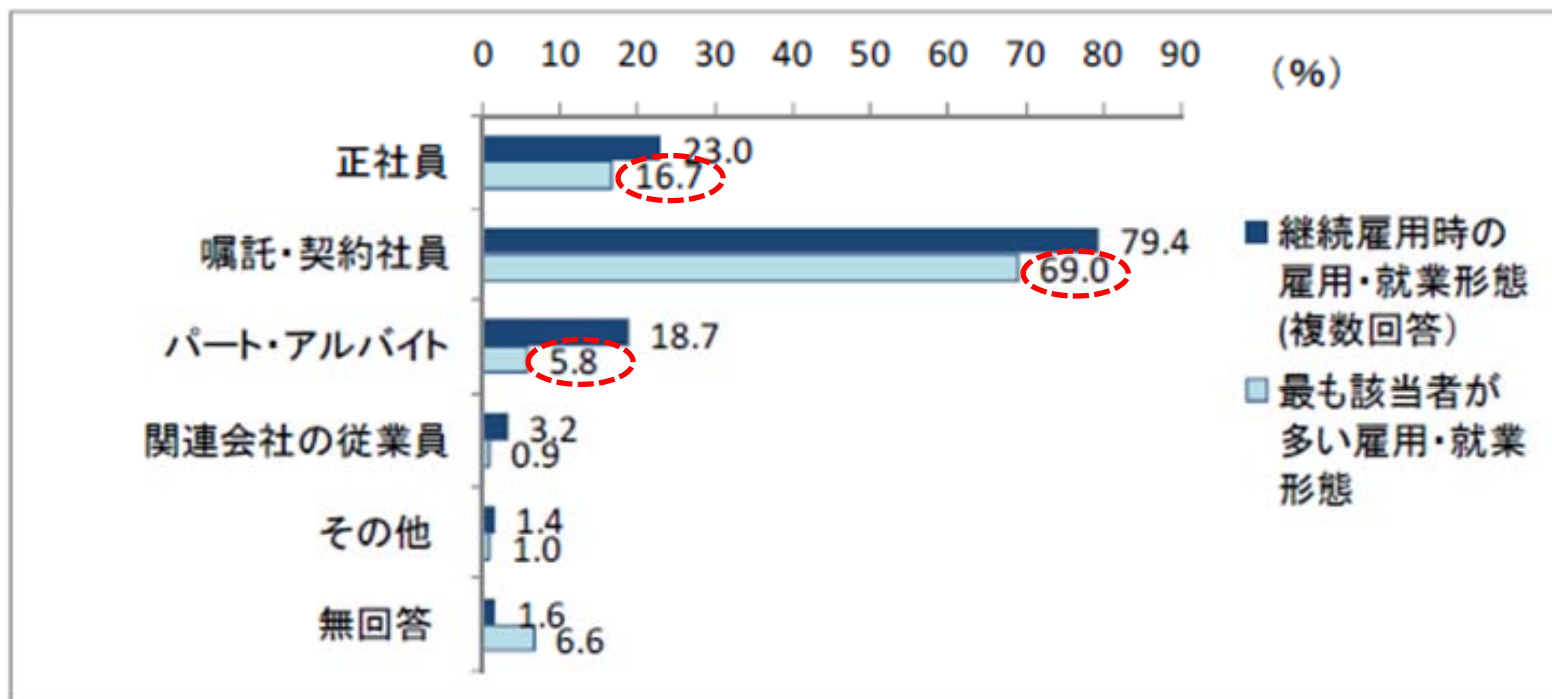


<60～64歳の勤務形態をグラフ化>

資料出所：JILPT「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」(2010)  
全国の55～69歳の個人の抽出調査

# 継続雇用時の雇用・就業形態

継続雇用時の雇用・就業形態(継続雇用制度のある企業)



■ 正社員を定年後、継続雇用した際の雇用・就業形態うち、最も該当者が多い雇用・就業形態は、「嘱託・契約社員」が69.0%、「正社員」16.7%、「パート・アルバイト」5.8%等となっている。

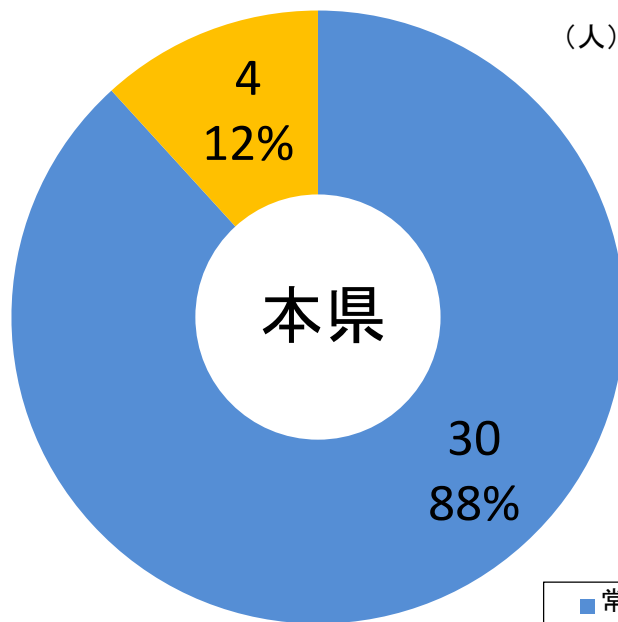
# 職員の再任用について

## ■ 職員に対する再任用に関する意向調査結果（H25.6実施）

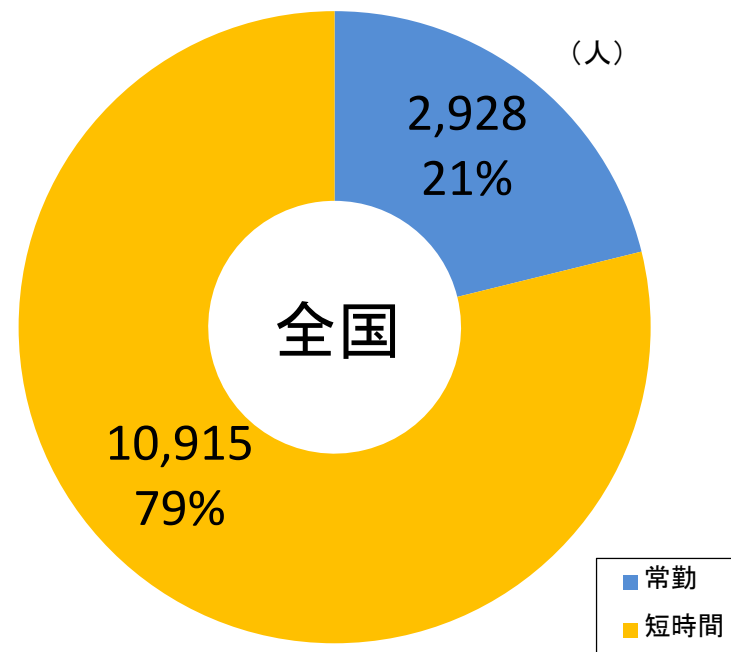
	合計		H25末退職者		H25再任用職員		H26末退職者		H27末退職者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
対象者数	330	—	76	—	31	—	97	—	126	—
希望者数	167	50.6%	34	44.7%	28	90.3%	43	44.3%	62	49.2%
常時勤務のみ	29	17.4%	4	11.8%	7	25.0%	7	16.3%	11	17.7%
常時又は短時間	106	63.5%	29	85.3%	17	60.7%	26	60.5%	34	54.8%
短時間勤務のみ	30	18.0%	0	0.0%	4	14.3%	9	20.9%	17	27.4%
その他	2	1.2%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%

※第1希望から第3希望までを合計

## ■ 本県と全国の都道府県の再任用職員の勤務形態の状況

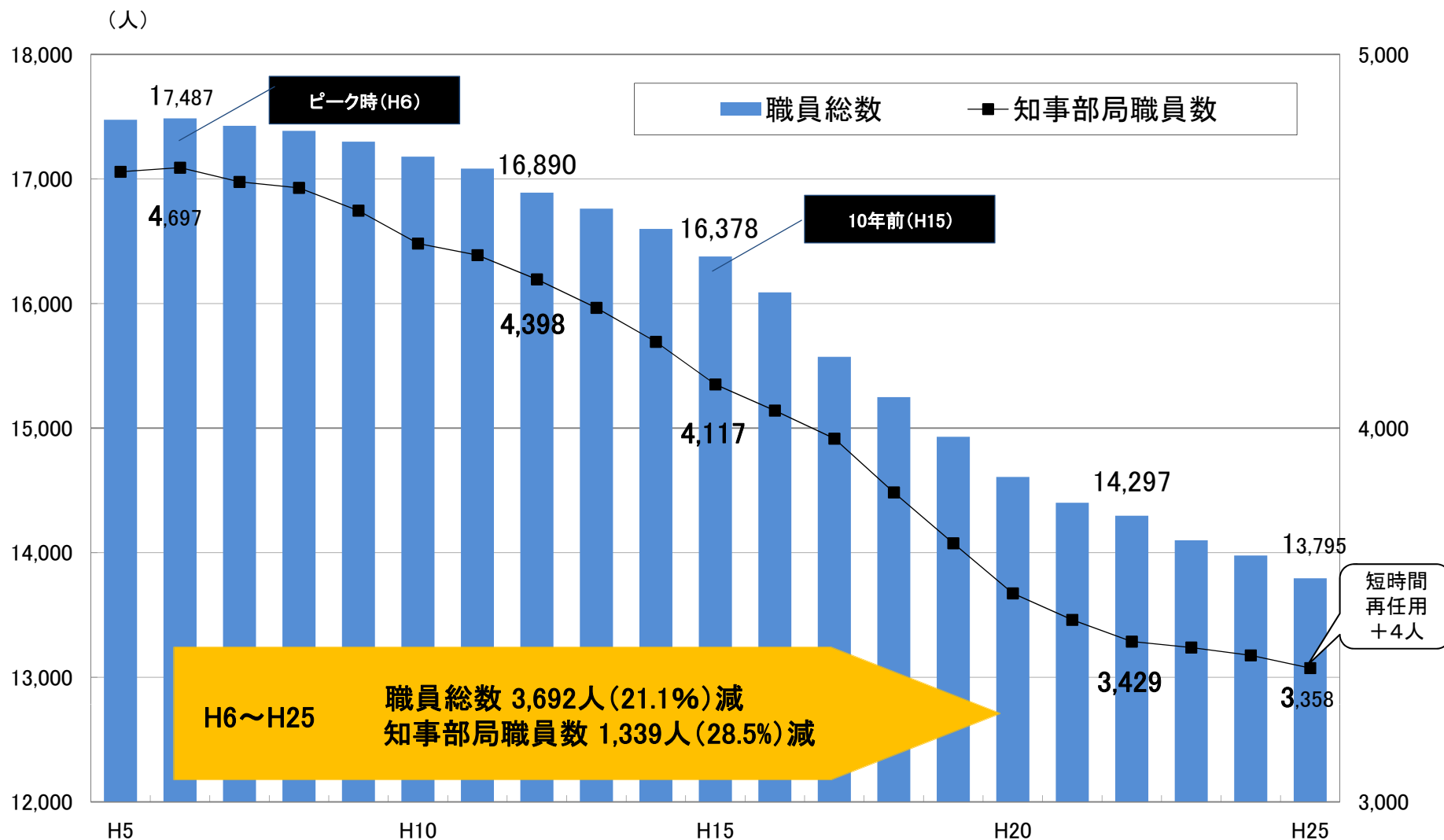


※25.4.1現在再任用職員数



※H23地方公務員の再任用実施状況等調査による（教育職、警察職、企業職及び消防職を除く）。

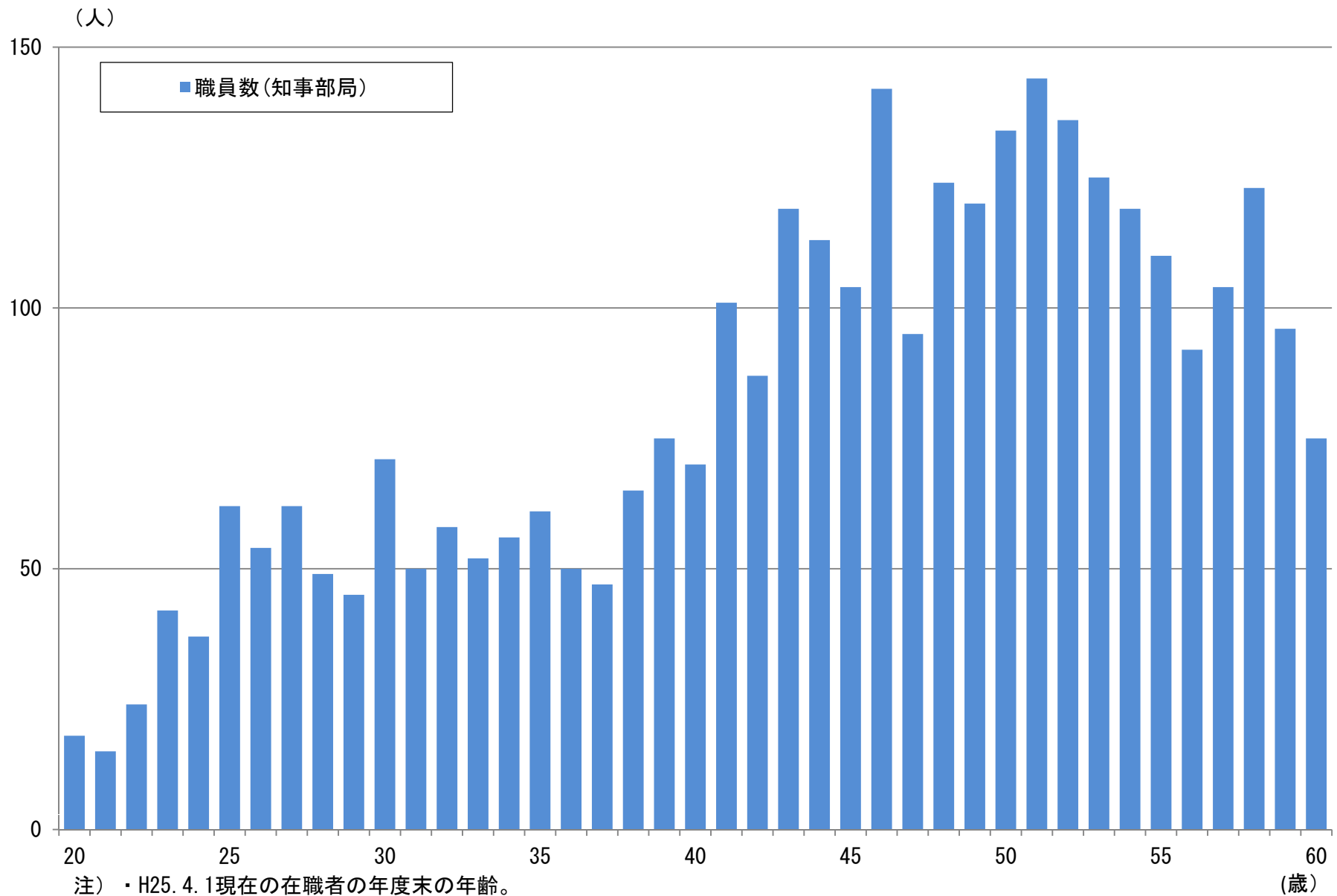
# 職員数の推移について



- 注) ・職員総数とは、知事部局などの行政部門及び警察・教育・公営企業部門の職員数(各年度4月1日現在)の合計。  
 ・知事部局の職員数は、高知県公立大学法人への派遣職員(33人)を除く。  
 ・短時間再任用職員は、総務省地方公共団体定員管理調査及び高知県職員定数条例の対象外。

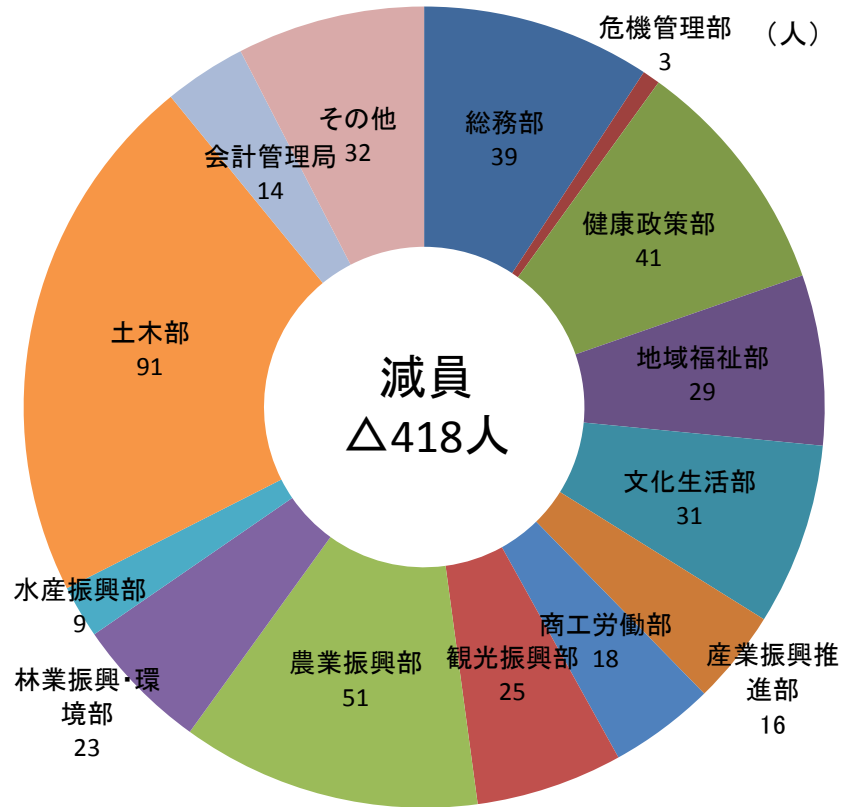


# 職員の年齢構成について

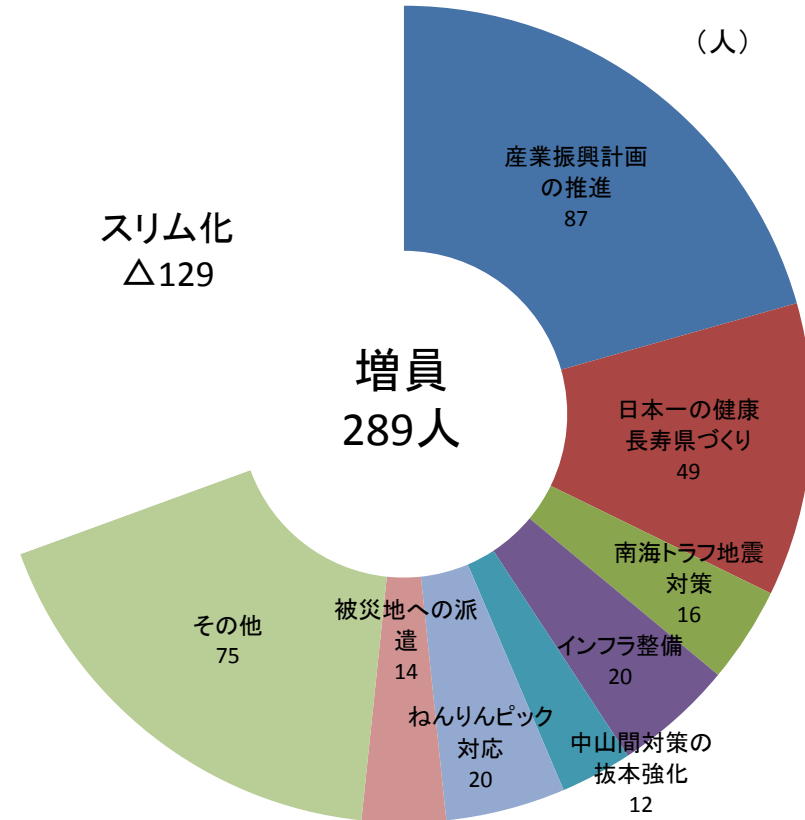


# 県政の重要課題への対応について

## スクラップ



## ビルド



H21.4.1現在 職員数	H25.4.1現在 職員数	差引
3,487	3,358	▲ 129

※高知県公立大学法人への派遣職員を除く。

# 時間外勤務の状況について

## ○本庁出先別(1人当たりの月平均時間数)

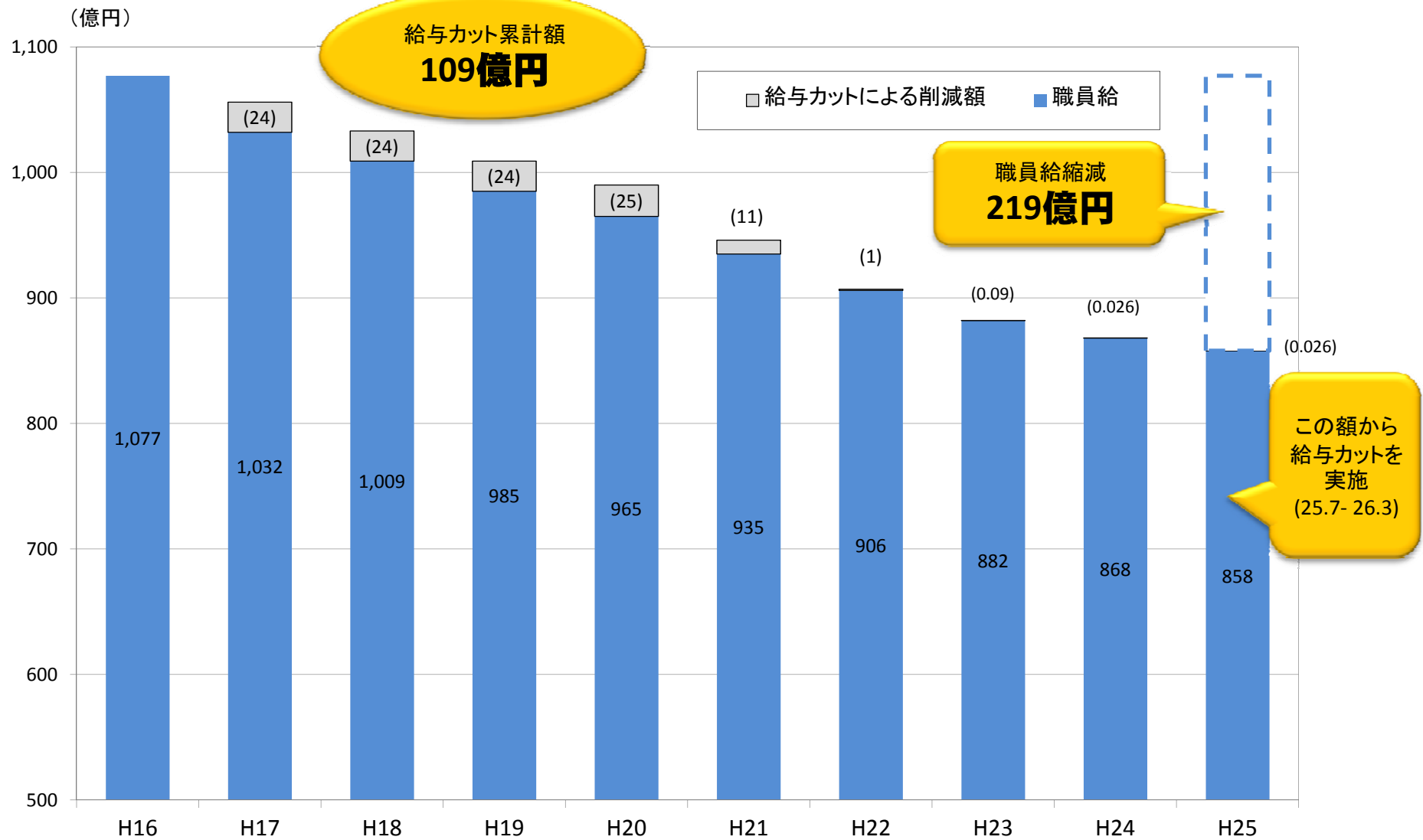
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	対H23増減
本 庁	13.1	12.5	12.5	12.9	14.1 (11.2)	10.8	9.4	8.6	8.4	9.2	11.6	15.4	15.6	17.3	17.5	1.1%
出 先	4.7	4.2	3.9	4.4	4.6 (4.1)	4.4	4.3	3.5	3.3	3.4	3.4	4.4	5.1	5.4	5.4	△0.1%
計	7.5	7.0	6.9	7.5	8.1 (6.6)	6.7	6.2	5.4	5.3	5.8	6.8	9.1	9.7	10.7	10.9	1.5%

## ○部局別

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	対H23増減
総 務 部	12.1	12.0	12.7	14.1	14.5 (12.7)	12.6	13.4	13.3	12.0	13.0	13.1	13.1	14.4	14.3	14.3	0.0%
危機管理部					10.9 (10.9)	11.6	12.6	11.8	14.5	15.1	17.9	20.1	17.4	21.5	32.9	52.8%
健康政策部	4.2	4.2	3.9	4.6	5.8 (3.7)	4.0	3.8	3.8	4.6	5.6	8.4	9.2	7.9	10.6	9.9	△6.6%
地域福祉部												13.7	14.2	15.1	14.5	△4.0%
文化生活部	11.5	9.6	8.7	6.8	6.8 (6.1)	7.0	6.6	8.0	7.5	6.3	6.7	10.5	15.7	11.2	15.7	40.9%
産業振興推進部												21.0	16.4	16.7	15.0	△9.9%
中山間・運輸担当												37.2	25.6	18.0	14.1	△21.7%
商工労働部	6.0	6.3	6.2	4.8	5.7 (5.1)	5.9	3.6	3.2	2.3	2.6	6.3	8.6	7.3	10.1	8.7	△13.1%
観光振興部									5.4	14.2	17.6	39.6	42.9	58.7	43.4	△26.1%
農業振興部	4.8	4.7	4.1	4.9	4.4 (3.8)	3.6	2.6	2.7	2.6	2.1	3.4	3.8	4.2	3.5	4.1	15.5%
林業・環境部	7.7	6.3	5.3	5.7	7.7 (7.2)	5.5	5.5	3.9	3.9	5.0	6.5	7.2	7.2	8.0	8.3	4.4%
水産振興部	10.5	10.9	9.6	9.8	10.9 (10.5)	9.0	9.4	8.6	7.7	6.2	6.9	7.4	8.4	10.4	10.6	2.2%
土 木 部	8.6	7.5	7.3	8.6	8.4 (7.7)	8.4	7.7	5.5	5.1	5.6	4.7	6.7	8.0	9.5	10.0	5.0%
会計管理局	14.5	11.7	9.5	6.6	7.0 (6.6)	6.6	4.9	5.1	5.3	3.5	3.5	5.0	5.6	10.6	13.7	29.2%
政策企画部	13.7	13.3	16.7	15.0	11.2 (10.7)	10.1	7.9	7.1	6.5	7.8	9.6					—
産業技術部					4.5 (4.1)	4.5	3.9	3.2	3.2	3.2	3.5					—
国 体 局	6.2	8.6	11.3	13.8	33.2											—
計	7.5	7.0	6.9	7.5	8.1 (6.6)	6.7	6.2	5.4	5.3	5.8	6.8	9.1	9.7	10.7	10.9	1.5%

( )は、国体・全スポ関係の全てを除いたもの

# 職員給の推移



- 注) ・職員給とは、職員にかかる人件費のうち、基本給と手当(退職手当・児童手当を除く)の合計額。  
 ・H23までは普通会計における決算額。H24は最終議決予算額。H25は当初予算額。  
 ・上段( )表示は給与カットによる削減額。

## 雇用と年金の接続を考慮した再任用制度（案）

	平成26年度以降の再任用制度		<参考> 現行の再任用制度
対象者	平成25年度末以降の各年度に定年退職する職員	左記以外の者	前掲のとおり
任用	希望する者の中から、従前の勤務実績等に基づく選考採用 (雇用と年金の接続を考慮)	希望する者の中から、従前の勤務実績等に基づく選考採用	同じ
任期	1年以内		同じ
勤務時間	①常時勤務(週38時間45分) ②短時間勤務 ・1日7時間45分、週4日(週31時間) ・1日6時間、週5日(週30時間) ・1日7時間45分、週3日(週23時間15分) ・1日7時間45分、週2日(週15時間30分) →多様な働き方を実現するために拡充		①常時勤務 ②短時間勤務 ・1日7時間45分、週4日 ・1日6時間、週5日
給与	各級ごとに設定した給料月額		同じ
職務内容	一般の職員と同じ本格的な業務に従事 (分野を限定せず幅広く配置)		同じ
職	スタッフ職を基本とするが、必要に応じてポスト職へも配置		スタッフ職を基本

# 再任用職員の勤務条件等

区 分		常時勤務	短時間勤務
任 用	職 務 内 容	定年前職員と同様の本格的な業務	定年前職員と同様の本格的な業務
	任 期	1年ごとに更新	1年ごとに更新
	上 限 年 齢	65歳	65歳
	服 務 能 率	定年前職員と同様	定年前職員と同様
勤 務 / 休 暇	勤 務 時 間	週38時間45分(1日7時間45分)	週15時間30分～31時間
	休 暇	定年前職員と同様	年休、夏期休暇は勤務時間に応じて比例按分
給 与	給料・報酬(a)	▼行政職給料表3級の場合 月額 258,700円	▼行政職給料表3級・週31時間勤務の場合 月額 206,960円 ※勤務時間に応じて比例按分
	期末・勤勉手当(b)	550,060円 (2.025月分 ※1)	440,048円 (2.025月分 ※1)
	年額 (a)*12+(b)	3,654千円	2,924千円
	通 勤 手 当	有	有
共 済 等	共 済 年 金	原則として、支給されない	支給される(一部支給停止の場合有)(※2)
	医 療 保 険	共済組合	健康保険(※3)
	雇 用 保 険	加入	加入(※4)
	災 害 補 償	公務災害(※5)	公務災害(※5)
	互 助 会	加入	非加入

誕生月の翌月から  
年金支給開始

例)4月生まれ  
年額約1,500千円

※1 5%の役職加算を含む。

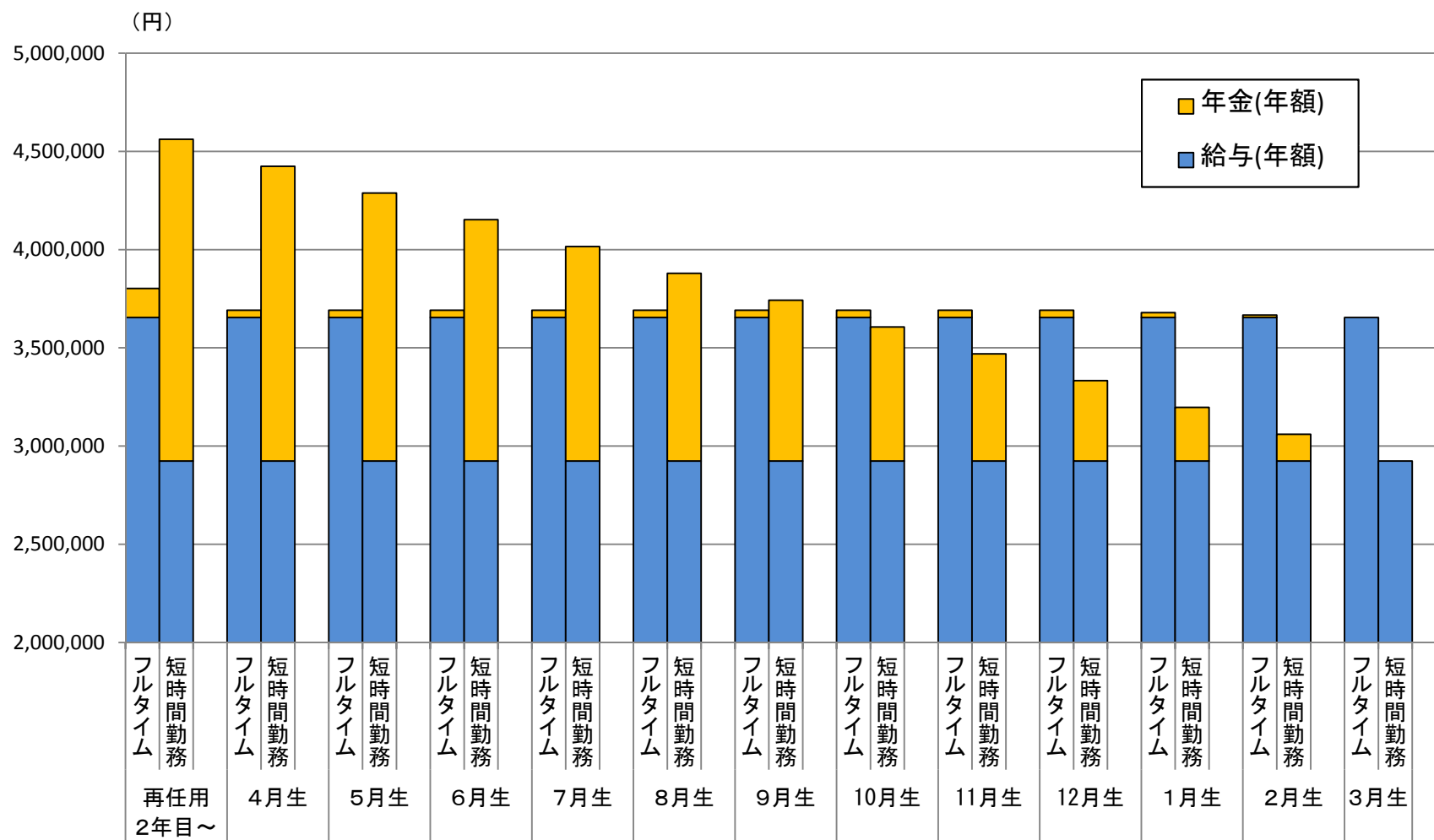
※2 フルタイム勤務のおおむね4分の3以上の勤務時間の場合は、厚生年金の被保険者となり、所得制限によって共済年金の一部が支給停止される場合がある。再退職後は、共済年金と厚生年金(1年以上期間がある場合)が支給される。

※3 フルタイム勤務のおおむね4分の3以上の勤務時間の場合、健康保険の適用となる。フルタイム勤務のおおむね4分の3未満の勤務時間の場合は、①国民健康保険(退職者医療制度)適用、②共済組合(任意継続)適用(退職日の前日まで引き続いて1年以上共済組合員であること、加入できる期間は2年間)のいずれか。

※4 1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用になる。

※5 労働基準法別表第1に掲げる事業所(土木事務所、農業系試験場等)については、労災保険が適用される。

# 常時勤務及び短時間勤務の年収比較(H26再任用)



注) 平成25年度末定年退職者について、誕生月に応じ、常時勤務及び短時間勤務(週31時間)におけるそれぞれの年収を試算。

# 再任用制度と行政改革プランについて

